

第2章 計画の背景

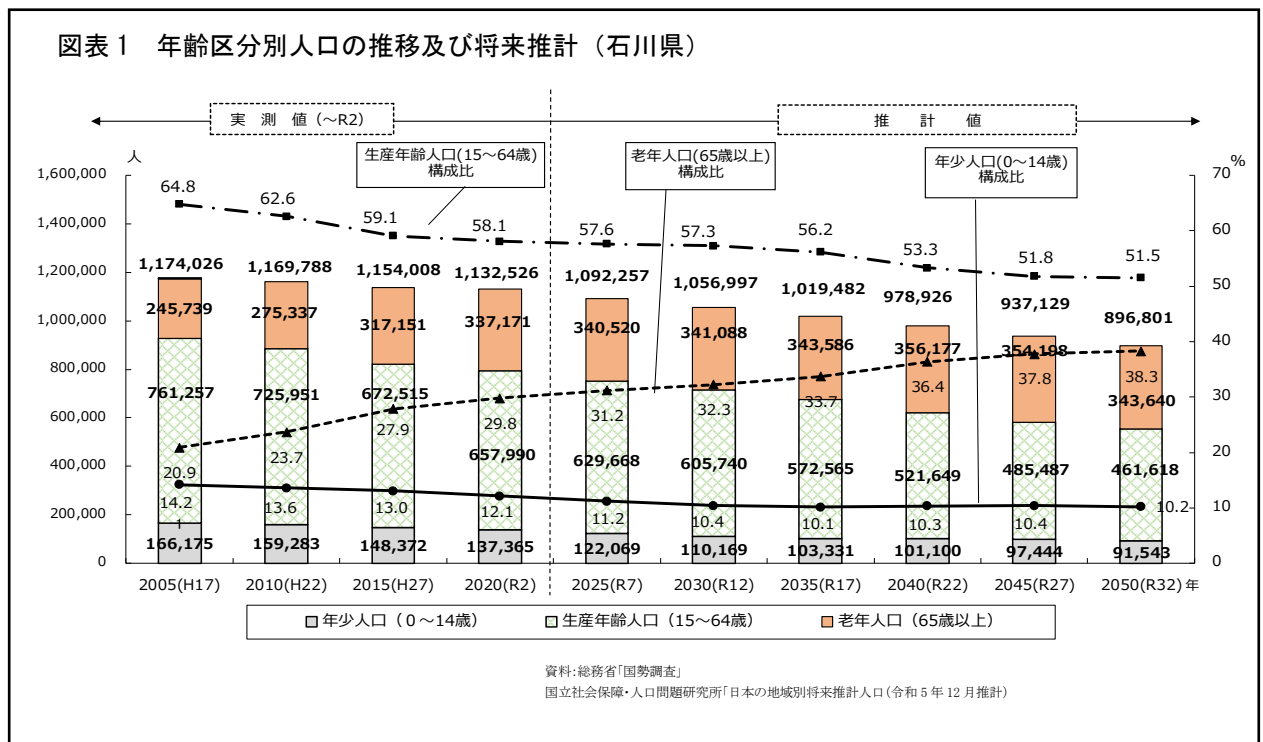
1 石川県の状況

(1) 少子高齢化と生産年齢人口の減少

国（国立社会保障・人口問題研究所）の推計によれば、石川県の総人口は令和32年に約89万7千人となる見込みで、今後も人口減少は進行すると予測されています。（図表1）

人口全体に占める年齢区別の構成比をみると、年少人口（0～14歳）は年々減少する一方、老年人口（65歳以上）は増加し、令和2年の約3割から、令和32年には約4割に上昇すると推計されています。また、働く年齢の中核である生産年齢人口（15～64歳）の構成比は、今後も減少傾向が続くことが予測されています。

このまま人口減少が続くと、産業を支える働き手の不足や、国内市場の縮小による産業の衰退、地域の活力低下など県民生活に様々な影響を及ぼすことが懸念されます。

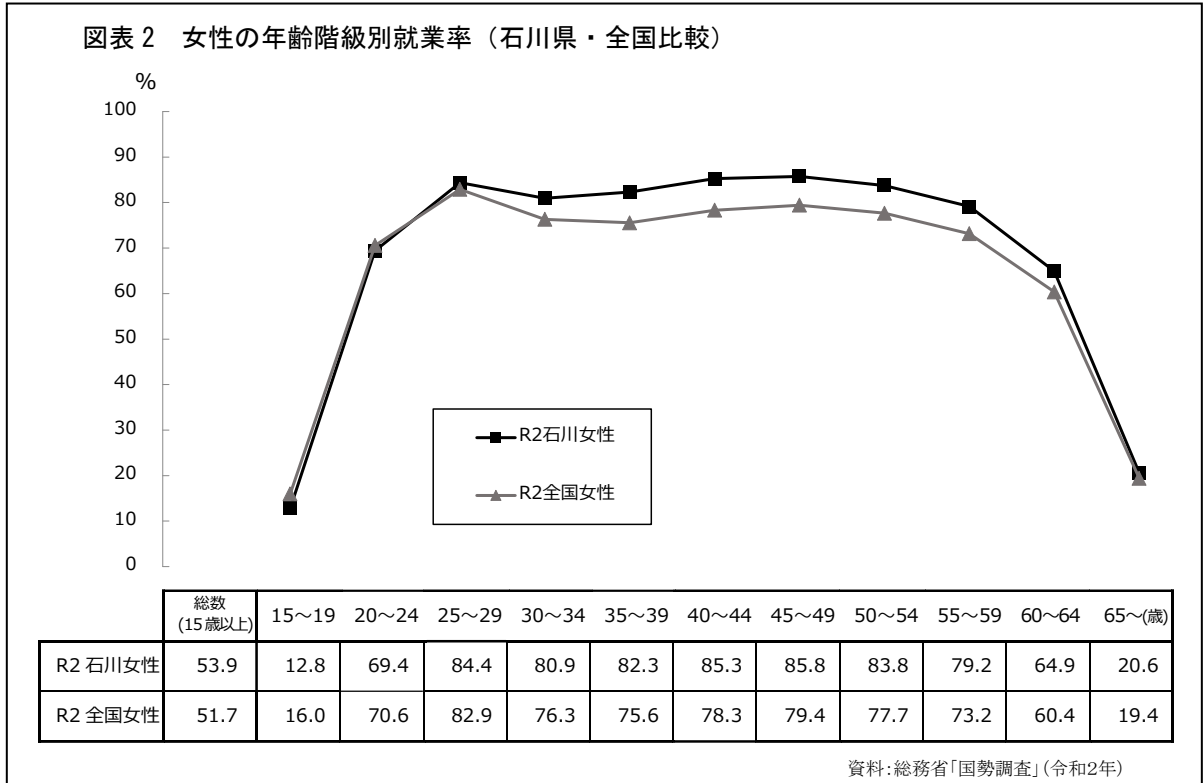


(2) 女性活躍の状況

①女性の就業率

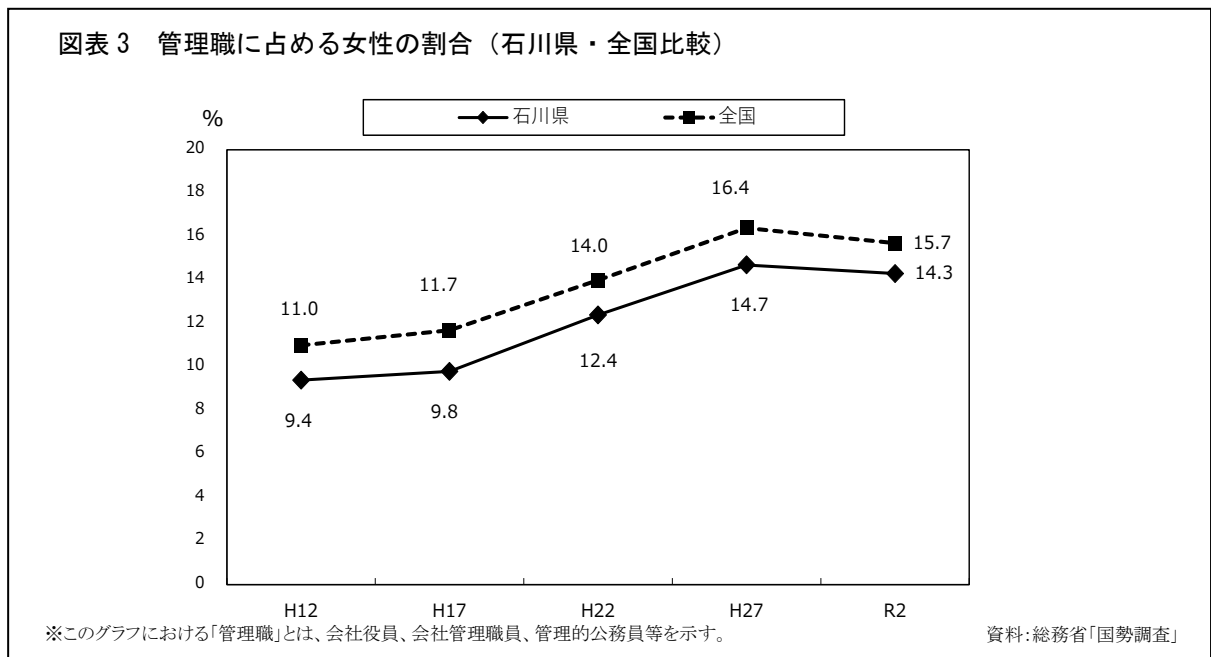
本県の女性の就業率は、令和2年では53.9%で全国3位となっており、年齢別就業率についても、全国に比べ高い状況にあります。

また、20代後半から30代の就業率の落ち込みが小さく、本県の女性は全国に比べ、子育て期にあっても働いている割合が高くなっています。



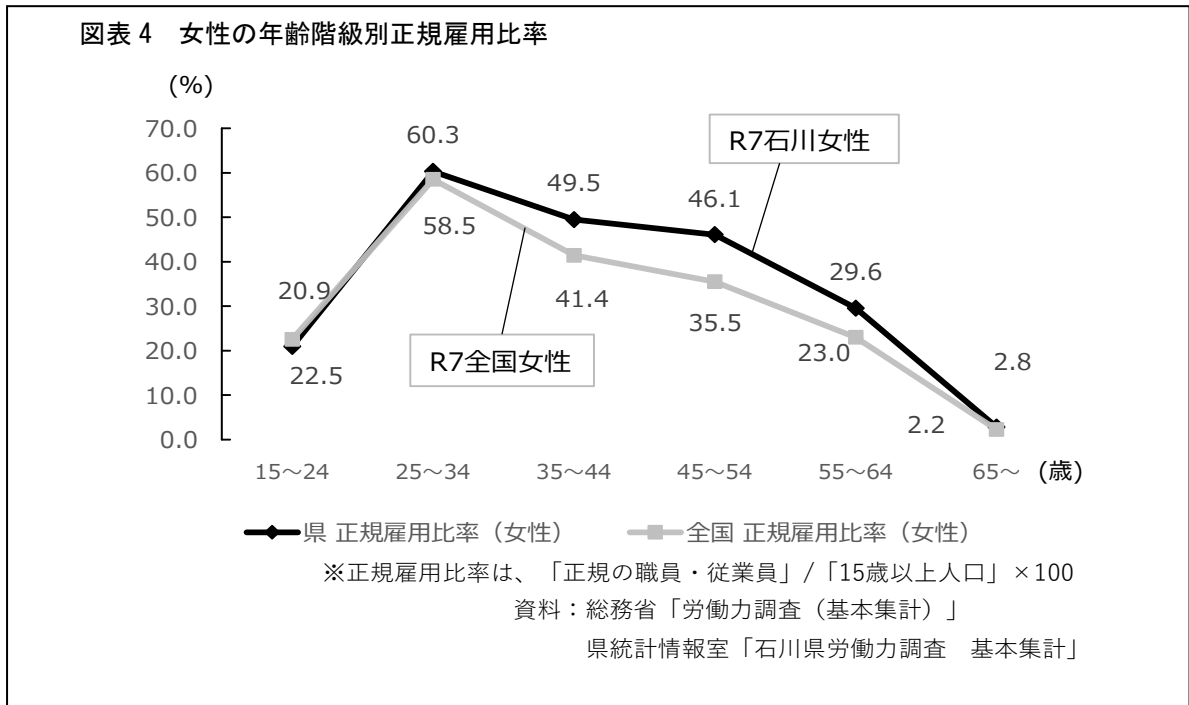
②管理職に占める女性の割合

本県の管理職（会社役員、会社管理職員、管理的公務員等）に占める女性の割合は、全国より低くなっています。



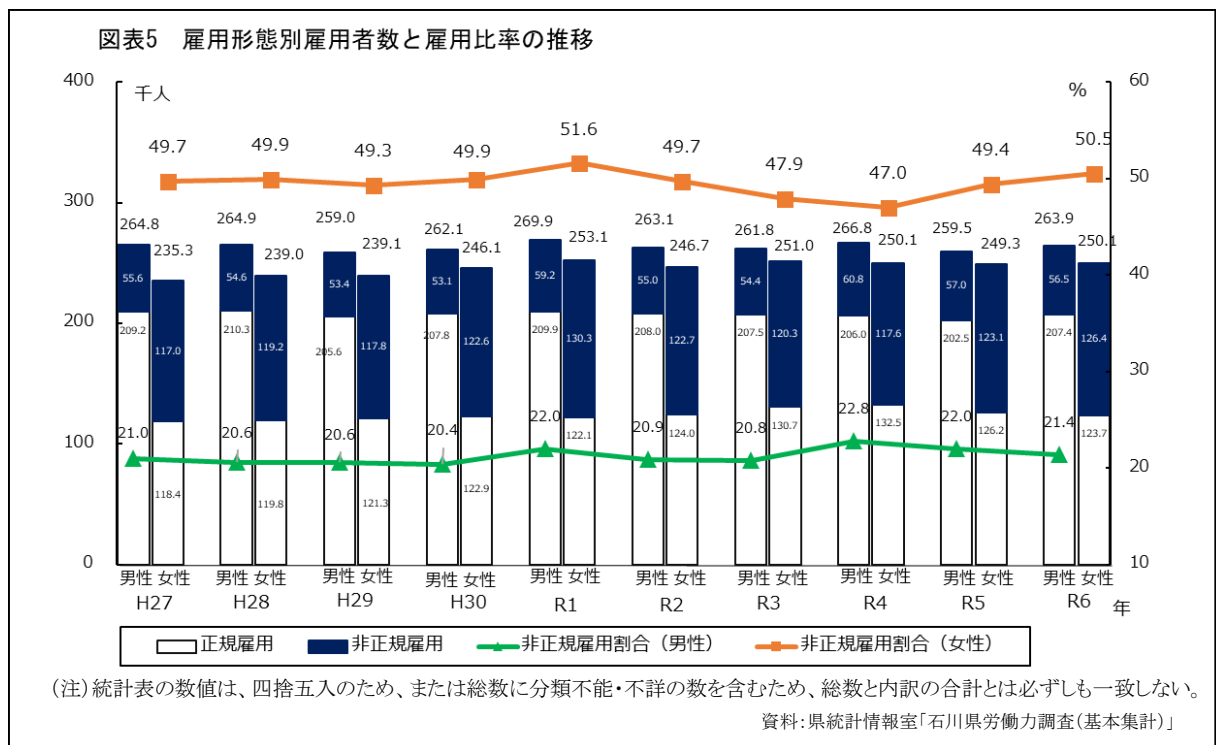
③女性の正規雇用比率

本県の女性の年齢階級別正規雇用比率について、30代前後の子育て期に、非正規雇用に変え、いわゆるL字カーブとなっています。



④雇用形態別雇用者数と雇用比率の推移

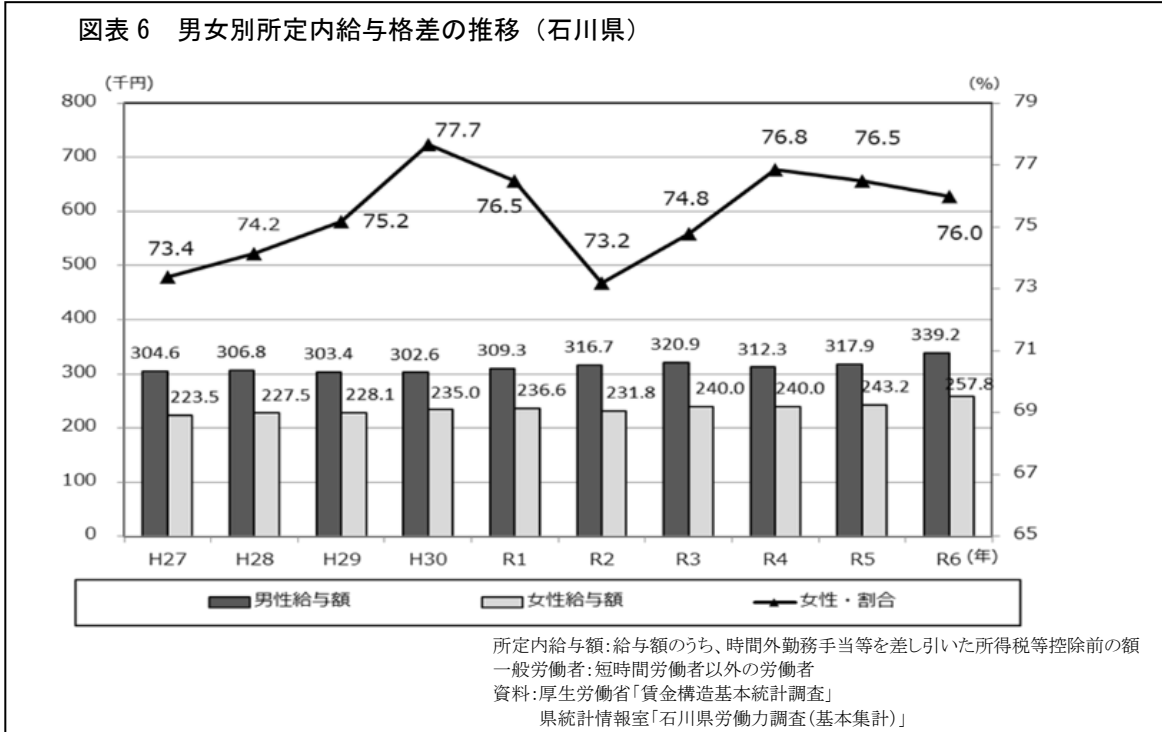
本県の女性就労者の雇用比率について、非正規雇用が約5割となっています。



⑤男女別給与格差の推移

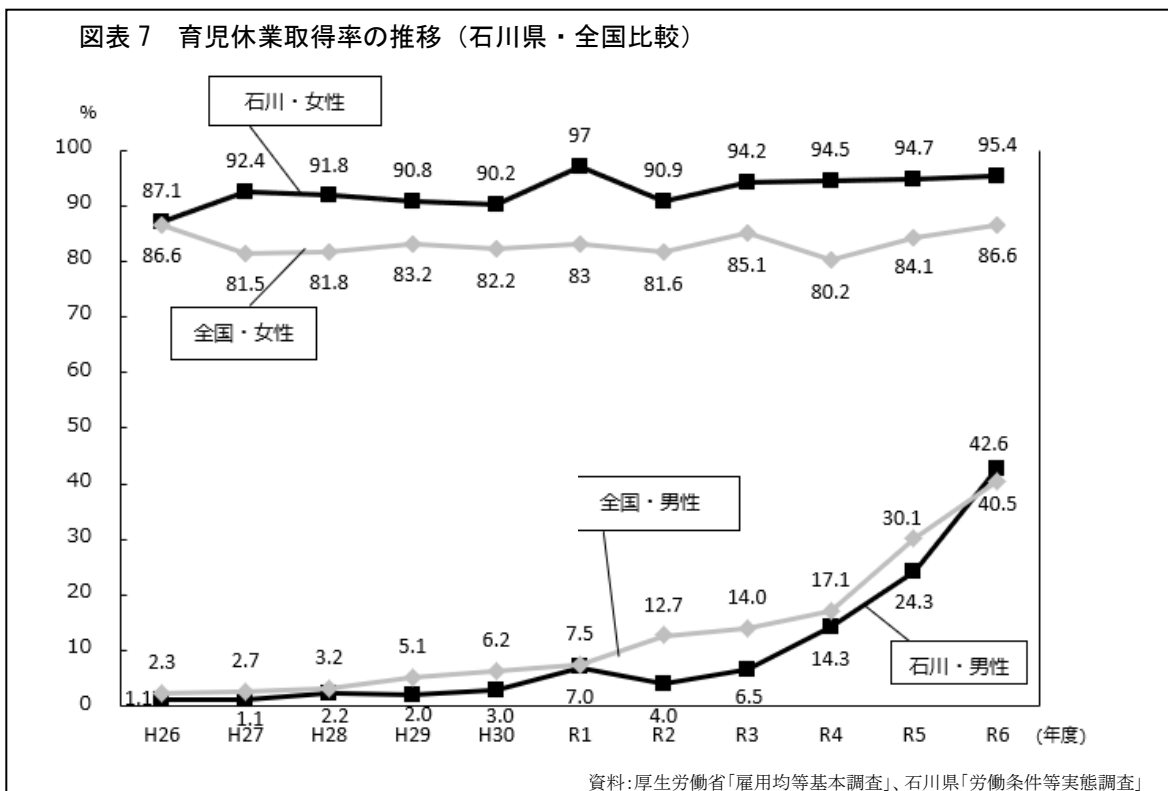
本県の男女別給与格差の推移について、令和6年の男性の給与水準を100としたときの女性の給与水準は76.0となっています。

(参考) (全国) 男性を100とした場合の女性給与：75.8



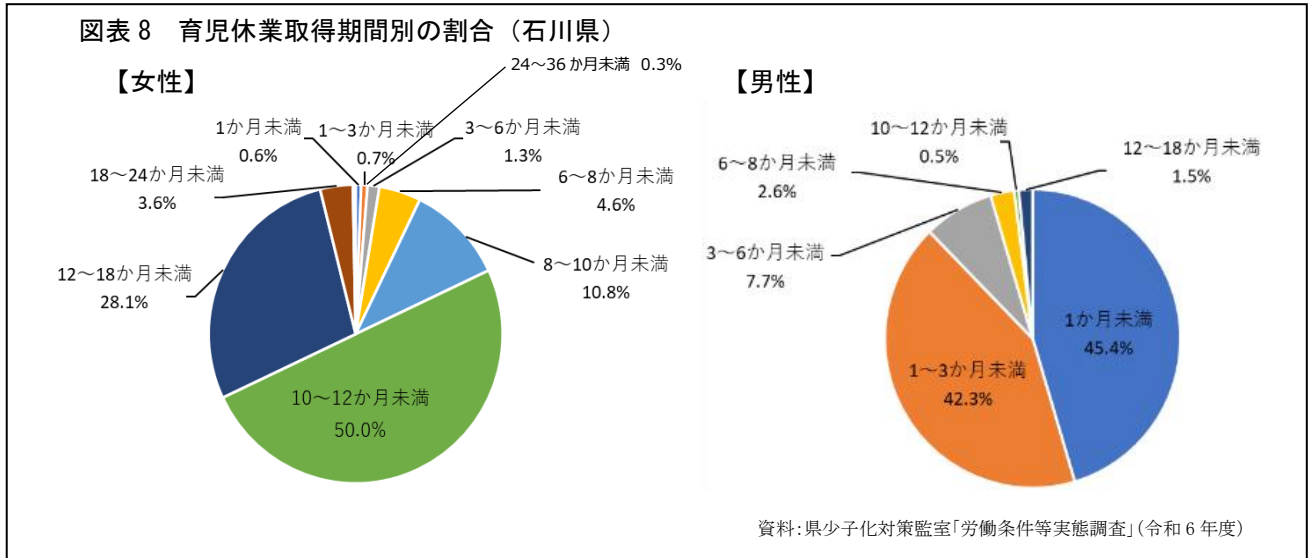
⑥育児休業取得率の推移

本県の育児休業取得率について、女性は令和6年度では95.4%と全国を上回っています。男性は近年、上昇傾向にあり、令和6年度に42.6%となり、全国を上回りました。



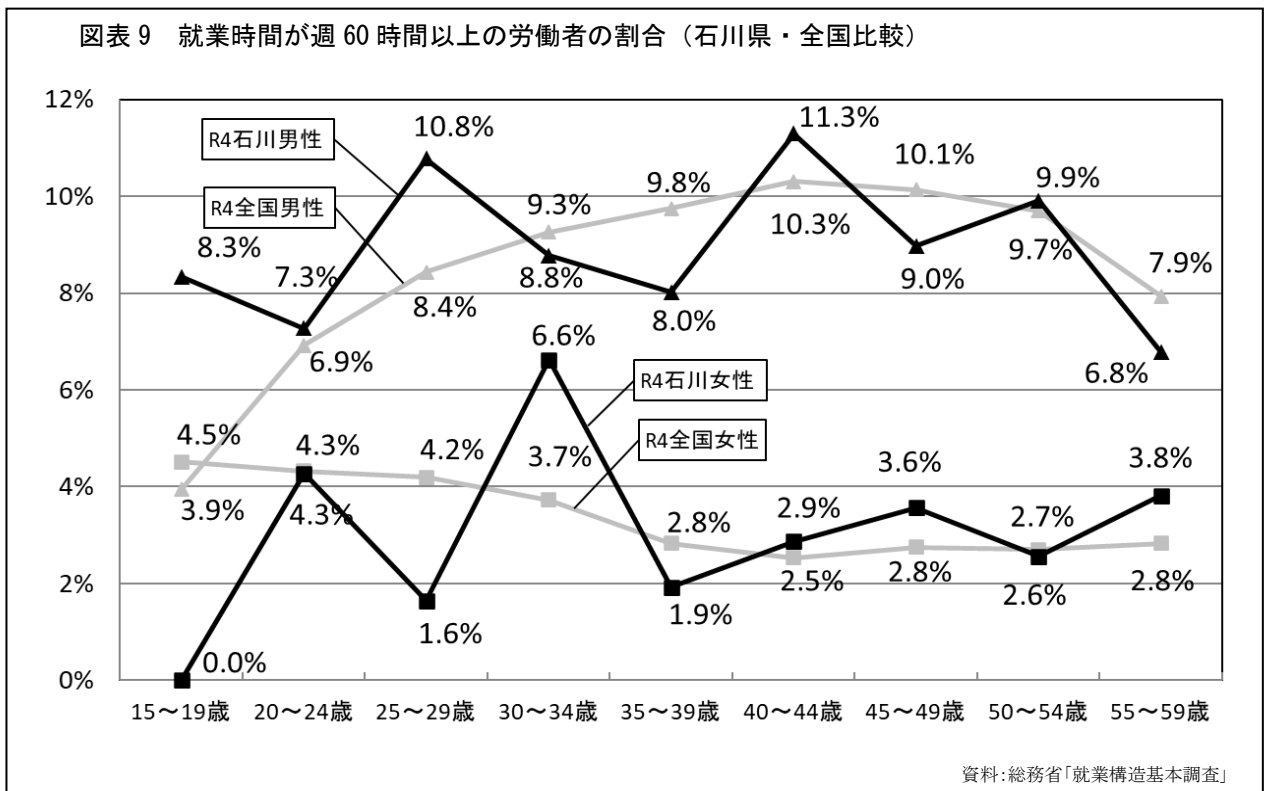
⑦育児休業取得期間別の割合

本県の育児休業取得期間について、女性では10か月以上12か月未満が50.0%、男性では1か月未満が45.4%で最も高くなっています。



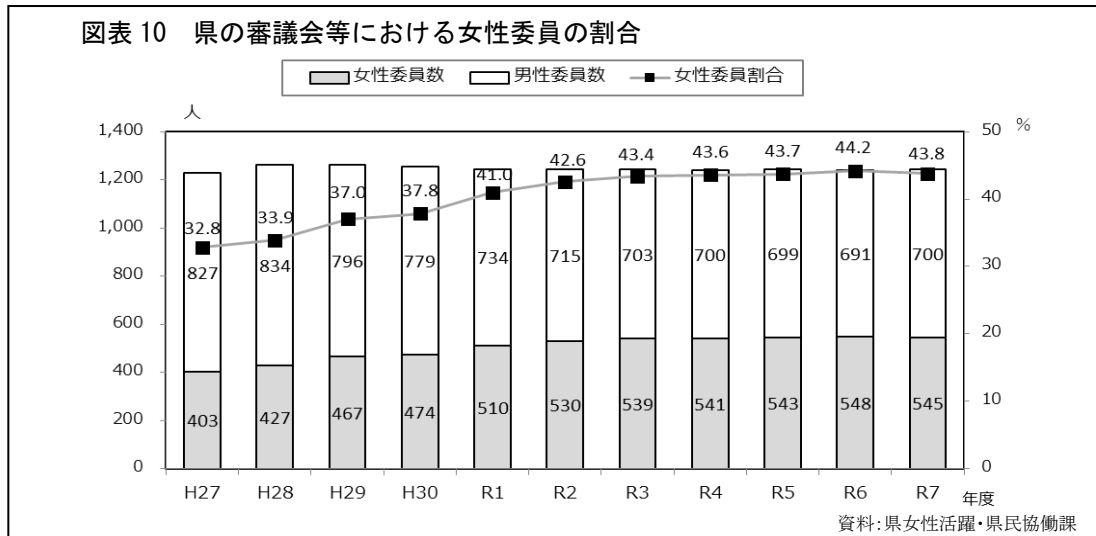
⑧就業時間が週60時間以上の労働者の割合

本県の就業時間が週60時間以上の労働者の割合について、すべての年代で女性よりも男性の方が多く、長時間労働者の割合は年代でばらつきが見られます。



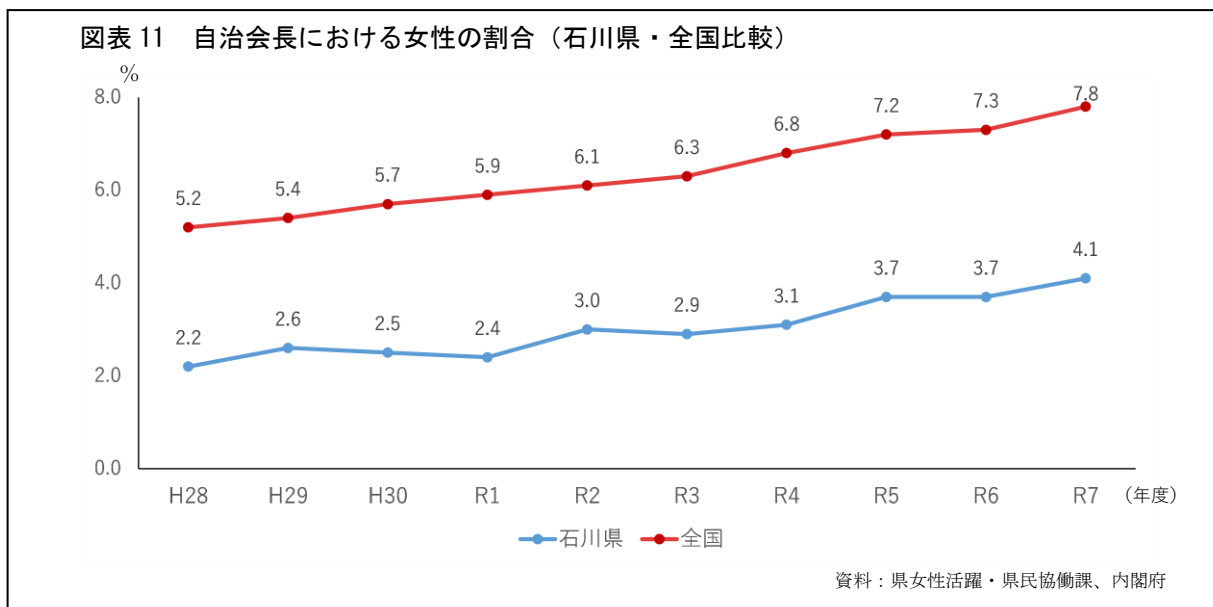
⑨ 県の審議会等における女性委員の割合

本県の審議会等における女性委員の割合について、令和7年度は43.8%（545人）であり、すべての審議会等において女性委員が登用されています。



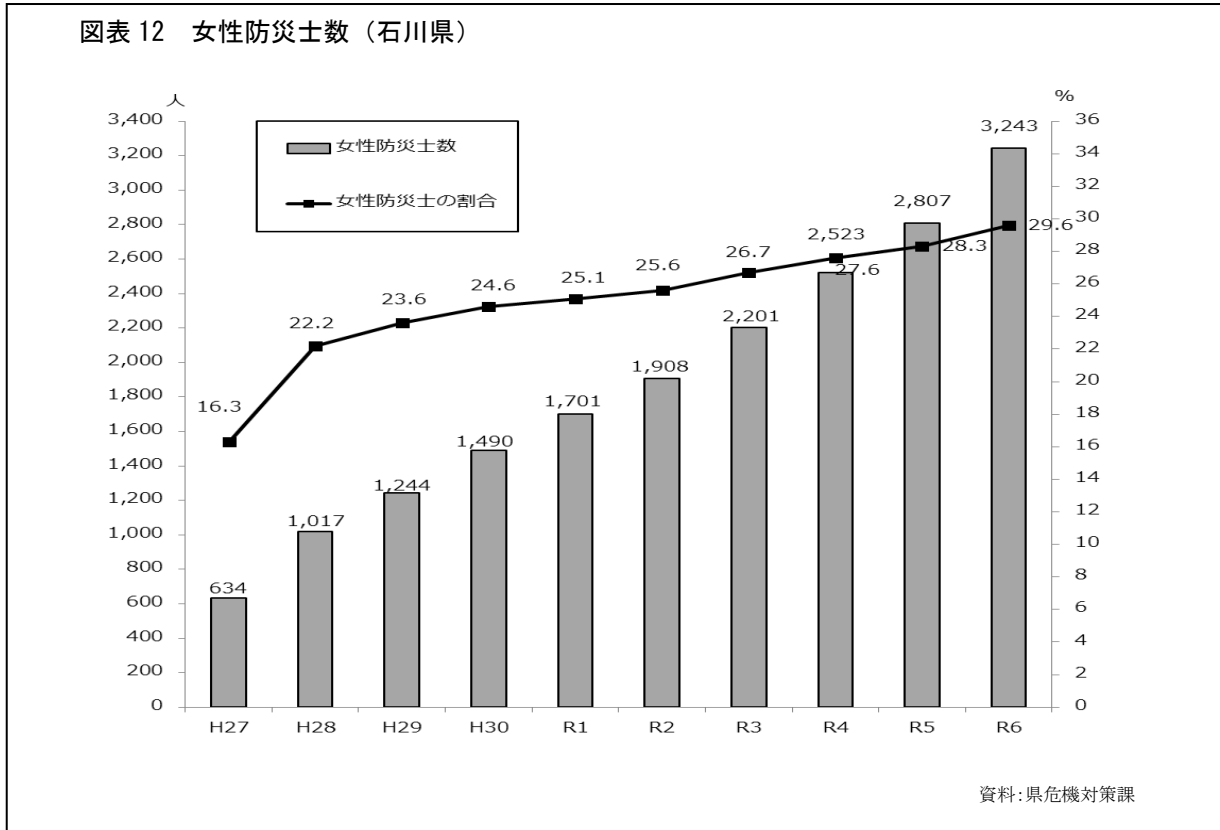
⑩ 自治会長における女性の割合

本県の自治会長における女性の割合について、令和7年度は4.1%となっています。



⑪女性防災士の数

本県の女性防災士の数について、年々増加しており、令和6年度に3,243人となっています。



⑫農林漁業分野における女性の参画状況

農林漁業分野における女性の参画状況について、農業委員に占める女性の割合は増加しています。

図表 13 農林漁業分野における女性の参画状況（石川県）

(単位: 戸、人、%)

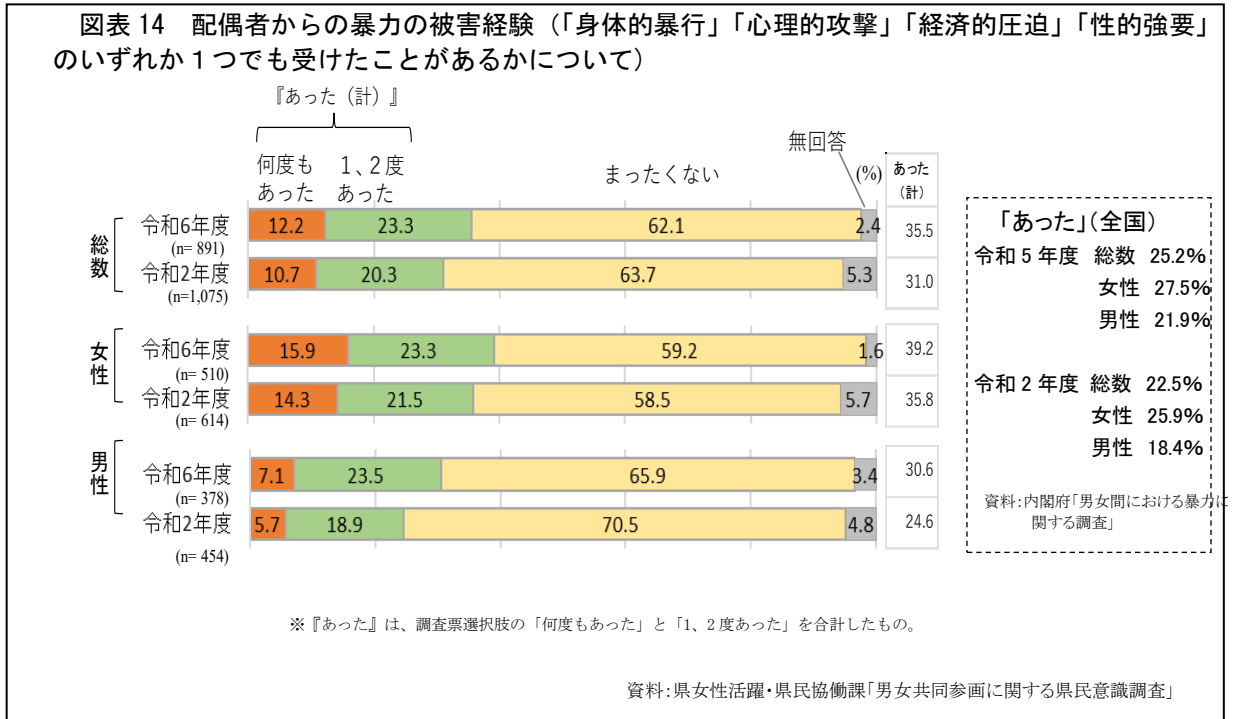
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
家族経営協定締結数	257	262	267	273	274	280	285	298	307	287
起業者	120	116	130	134	134	132	145	143	141	146
認定農業者	82	87	83	87	88	86	81	82	87	87
漁業士	9	9	9	10	10	10	10	10	10	10
農業委員の割合	9.7	10.1	11.2	12.0	12.1	10.9	10.5	14.3	14.7	15.5

資料: 県農業経営戦略課、県水産課 各年度3月31日現在

(3) 配偶者等からの暴力、性暴力等に関する状況

① 配偶者からの暴力の被害経験

「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）では、配偶者からの暴力について、被害経験が「あった」と答えた人は、前回調査（令和2年度）よりも増加しており、女性は39.2%、男性は30.6%となっています。



②交際相手からの暴力の被害経験

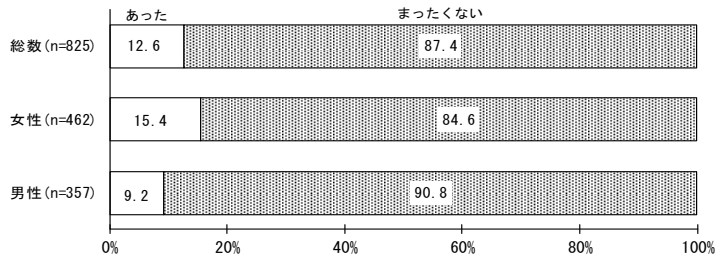
「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）では、交際相手からの暴力について、被害経験が「あった」と答えた人は前回調査（令和2年度）よりも増加しており、女性は23.0%、男性は13.0%となっています。

図表 15 交際相手からの暴力の被害経験（「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれか1つでも受けたことがあるかについて）

<令和6年度調査>



<令和2年度調査>



「あった」(全国)

令和5年度 総数 18.0%
女性 22.7%
男性 12.0%

令和2年度 総数 12.6%
女性 16.7%
男性 8.1%

資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査」

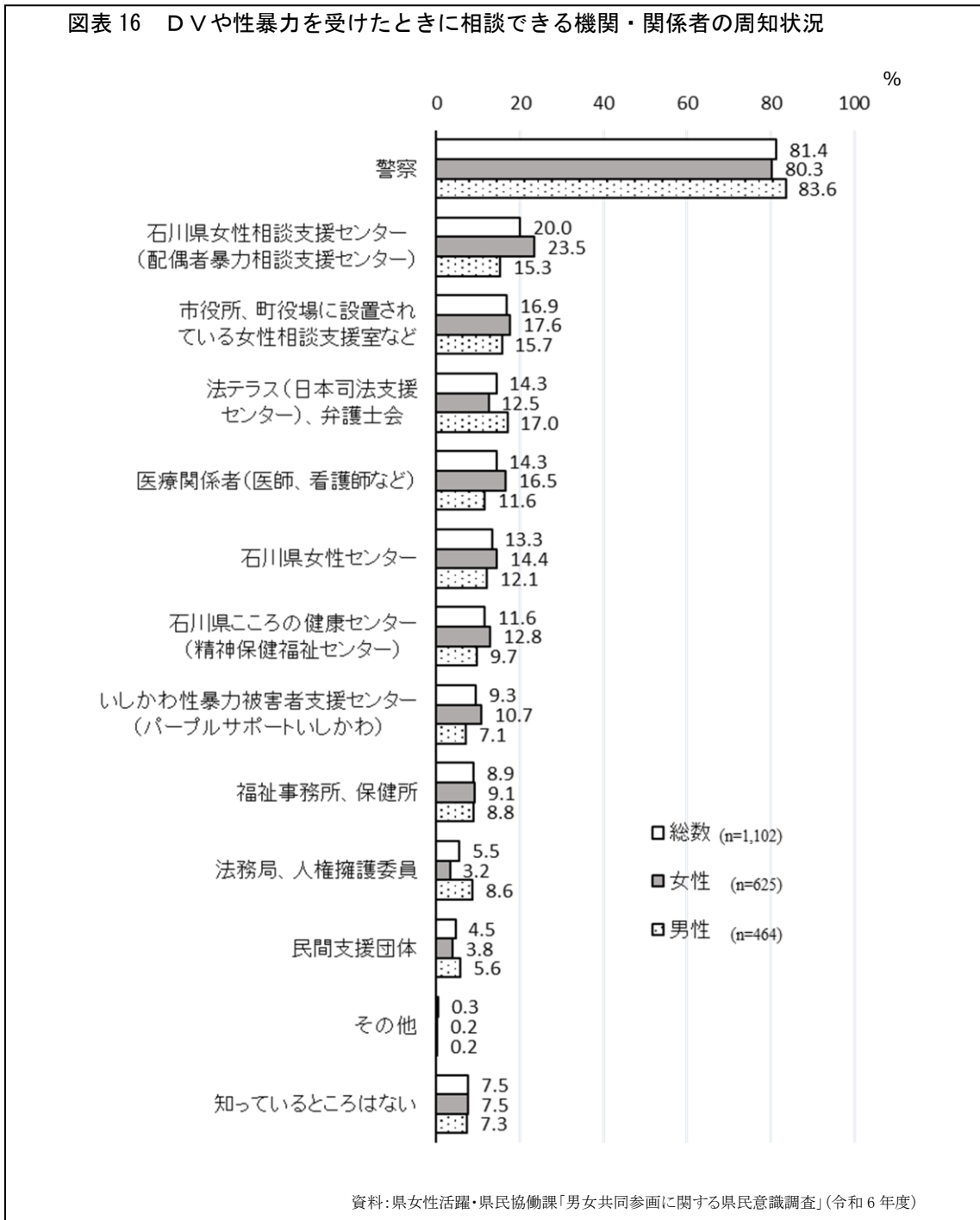
※本図表は、当該設問に回答があったもののみを集計して算出。

『あった』は、調査票選択肢の「10歳代にあった」、「20歳代にあった」、「30歳代以上にあった」の3つの選択を合計したものの。

資料：県女性活躍・県民協働課「男女共同参画に関する県民意識調査」

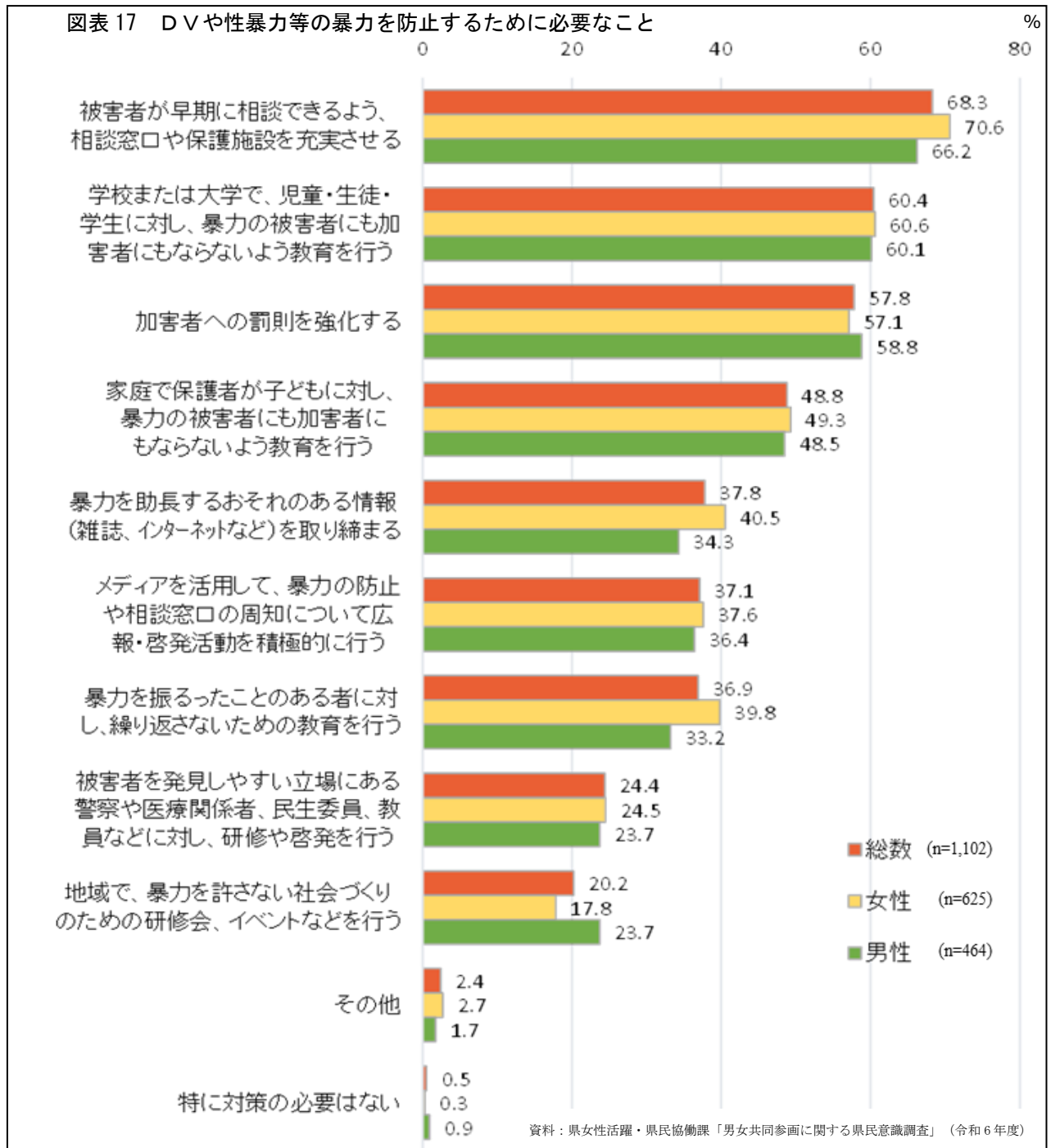
③DVや性暴力を受けたときに相談できる機関・関係者の周知状況

「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）では、DVや性暴力を受けたときに相談できる機関・関係者について、「警察」が最も多く、次いで「石川県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）」、「市役所、町役場に設置されている女性相談支援室など」の順となっています。



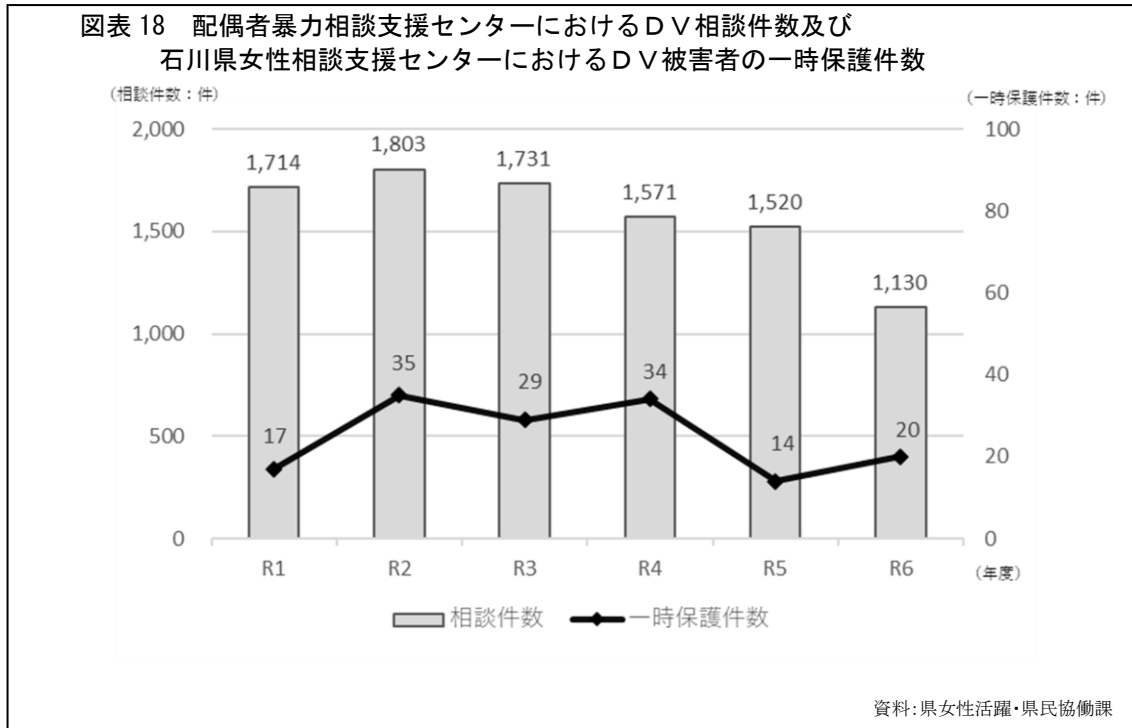
④DVや性暴力等の暴力を防止するために必要なこと

「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）では、DVや性暴力等の暴力を防止するために必要なことについて、「被害者が早期に相談できるよう、相談窓口や保護施設を充実させる」が最も多く、次いで「学校または大学で、児童・生徒・学生に対し、暴力の被害者にも加害者にもならないよう教育を行う」、「加害者への罰則を強化する」の順となっています。



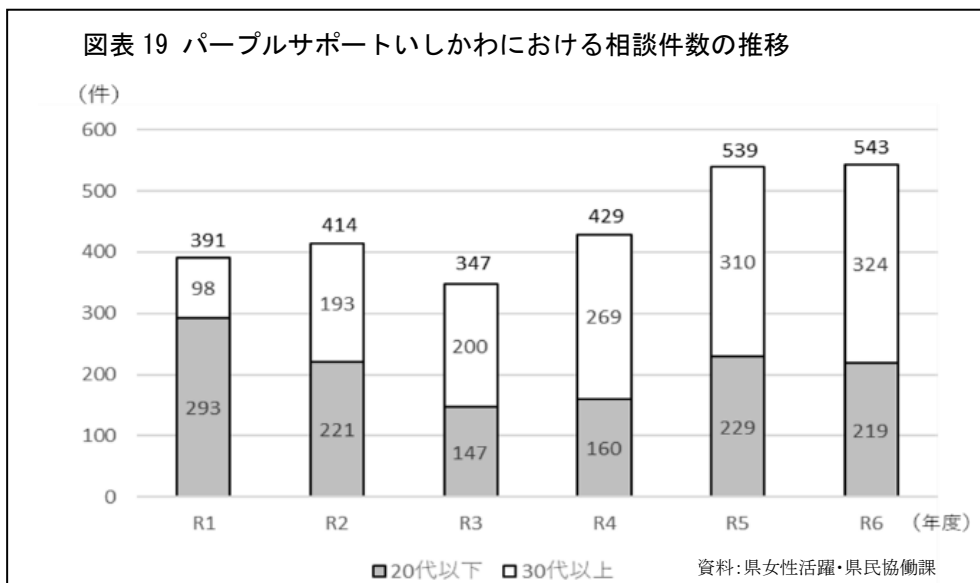
⑤配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数及び石川県女性相談支援センターにおけるDV被害者の一時保護件数

令和6年度の配偶者暴力相談支援センター（石川県女性相談支援センター及び金沢市女性相談支援室）に寄せられたDVに関する相談件数については1,130件であり、石川県女性相談支援センターにおけるDV被害者の一時保護件数は20件でした。



⑥パープルサポートいしかわにおける相談件数の推移

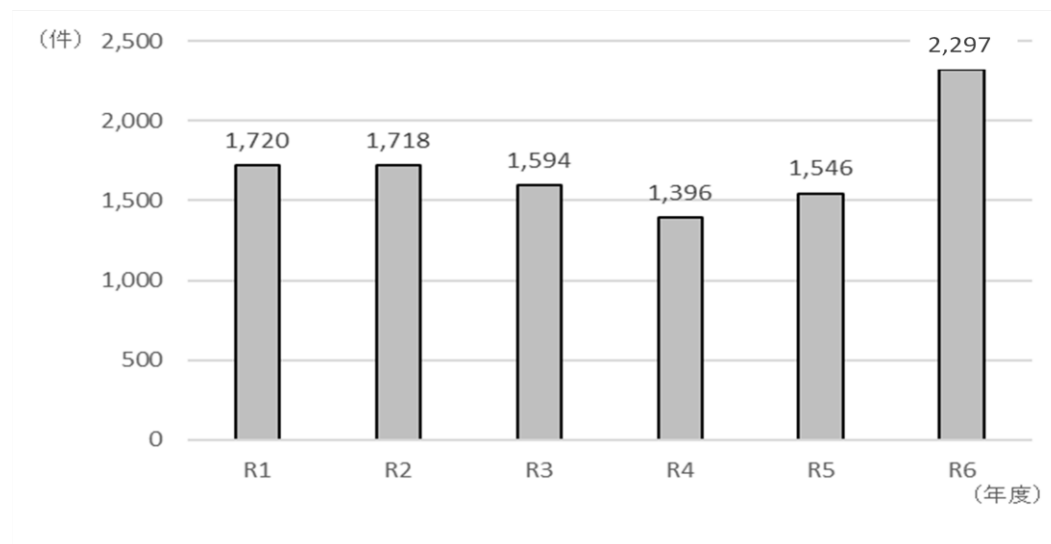
いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」では、電話、面接、メールによる相談受付、心に受けた傷のケアのためのカウンセリングの実施、医療機関や警察、弁護士など関係機関への付き添い等の支援を行っています。令和6年度の相談件数については543件でした。



⑦石川県女性相談支援センターにおける相談件数

石川県女性相談支援センターでは、女性の様々な悩みに関する相談に応じるとともに、女性の抱える問題や状況に応じた支援を行っています。令和6年度の相談件数については2,297件でした。

図表 20 石川県女性相談支援センターにおける相談件数



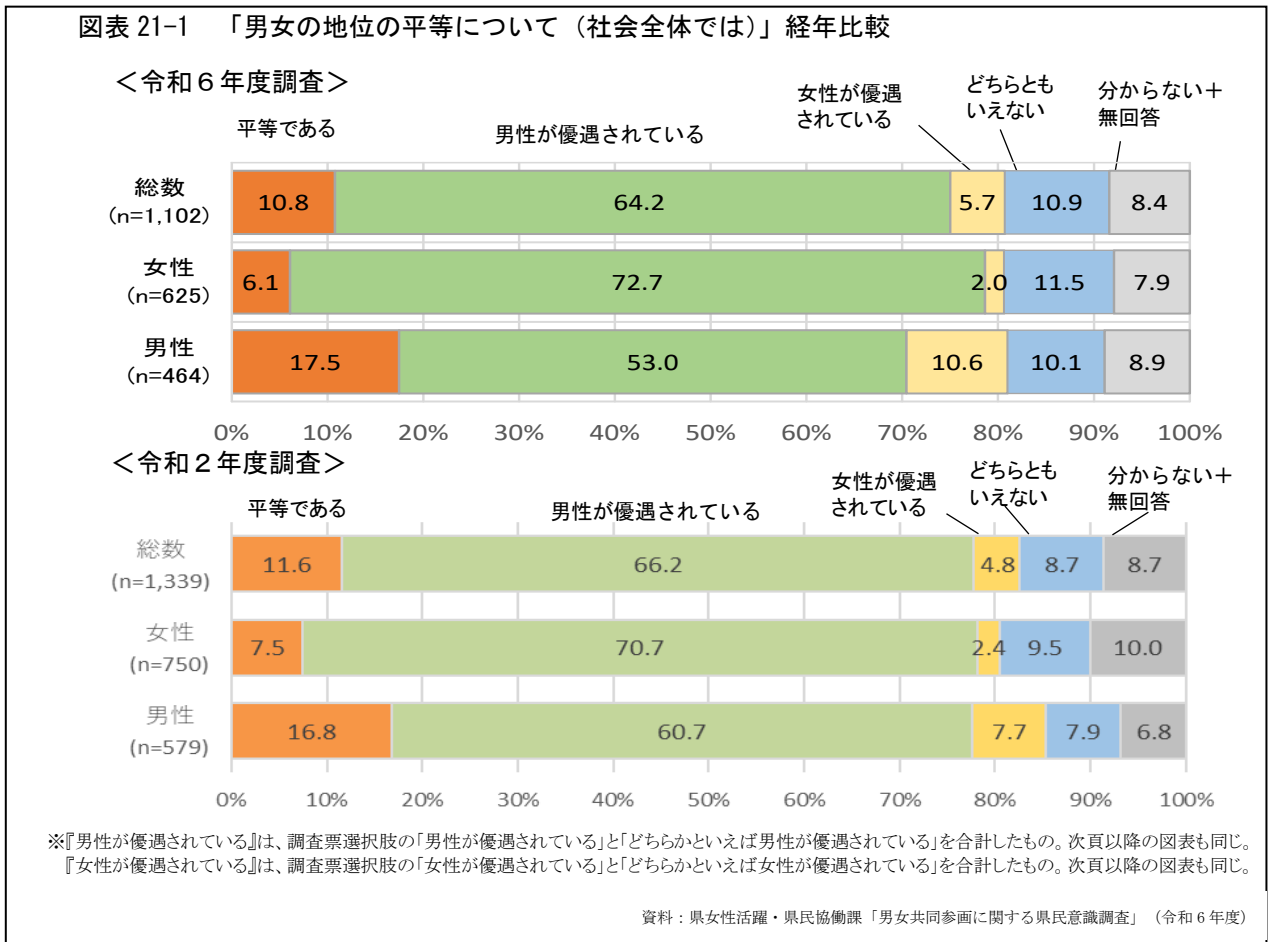
資料：県女性活躍・県民協働課

(4) 男女共同参画に関する県民の意識

①男女の地位の平等

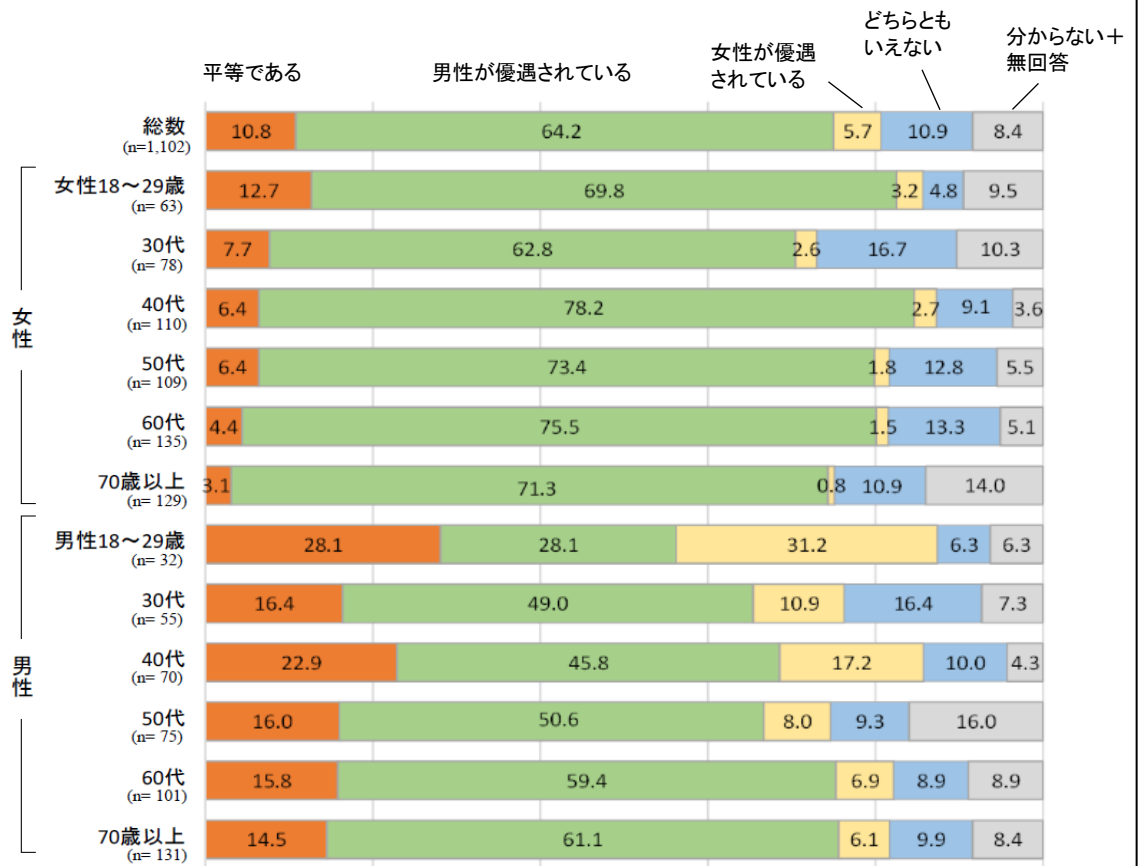
「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和6年度)では、男女の地位の平等について、社会全体では「平等である」と感じている人の割合は、前回調査(令和2年度)と比べ、減少しました。

男女別にみると、女性よりも男性の方が「平等である」と感じている人の割合が多く、その差は前回調査(令和2年度)より大きくなりました。



性別の各年代で見ると、女性では、「平等である」が18～29歳（12.7%）で最も高く、年代が高くなるにつれて低くなる傾向がみられ、『男性が優遇されている』は40代（78.2%）で最も多くなっています。男性では、「平等である」が18～29歳（28.1%）で最も多く、『男性が優遇されている』は70歳以上（61.1%）で最も多くなっています。

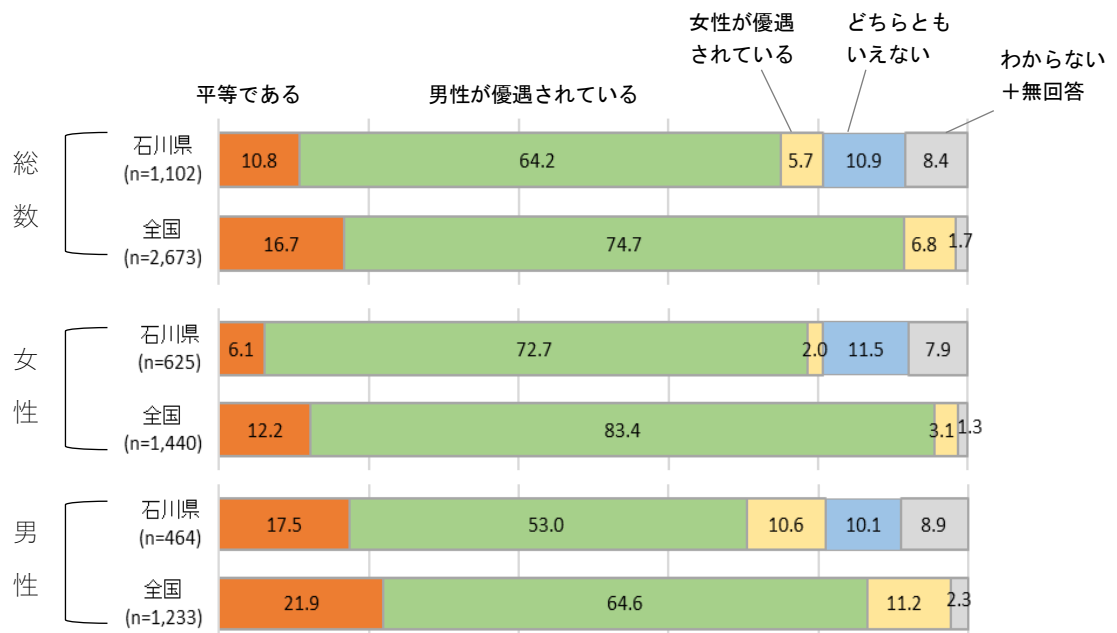
図表 21-2 「男女の地位の平等について（社会全体では）」（性別×年代別比較）



資料：県女性活躍・県民協働課「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）

全国との比較では、「平等である」と感じている人の割合が全国より低い傾向にあります。

図表 21-3 「男女の地位の平等について（社会全体では）」（石川県・全国比較）



※内閣府調査と本県調査では選択肢の数・構成が異なることから、厳密な比較はできない。

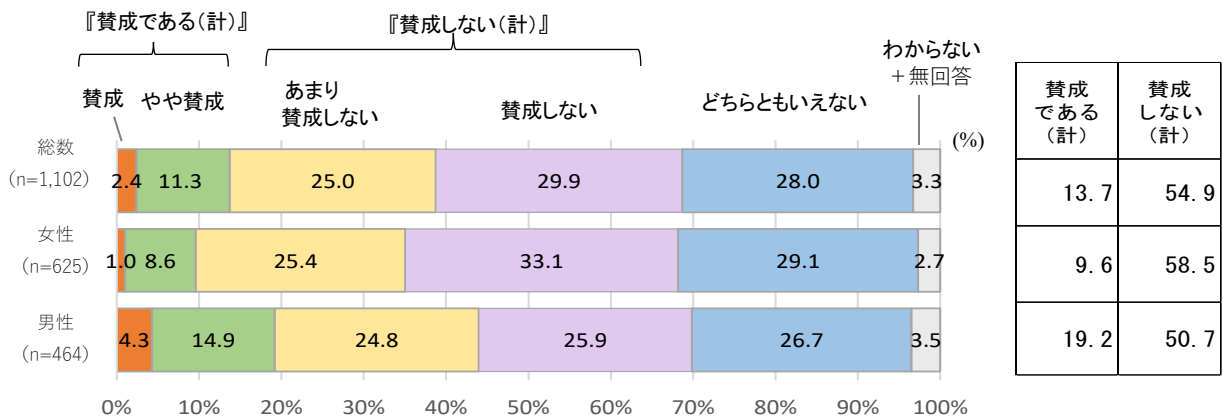
資料：県女性活躍・県民協働課「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）

②「男は仕事、女は家庭」についての考え方

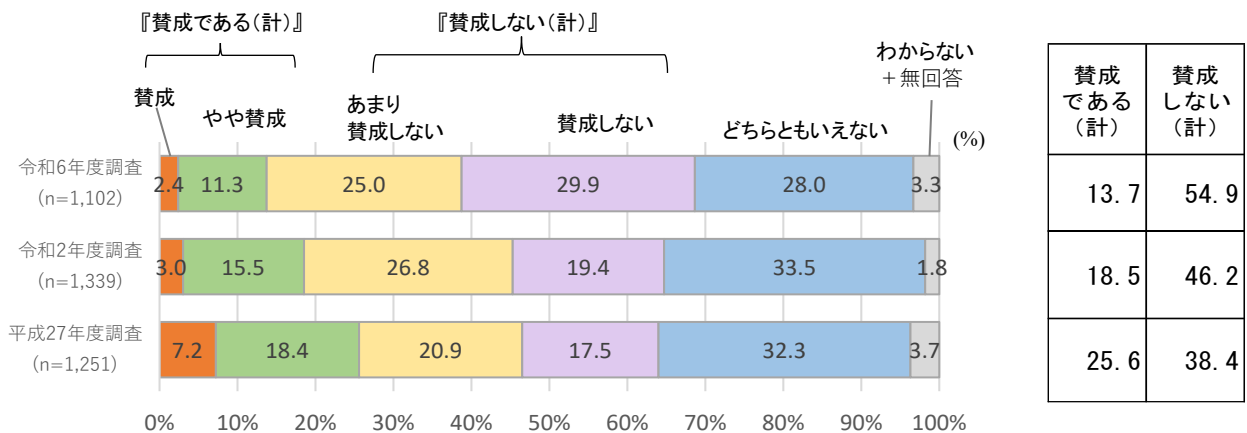
「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、『賛成しない（計）』と答えた人は54.9%となっており、増加傾向にあります。

図表 22 「男は仕事、女は家庭」についての考え方

<令和6年度調査>



<経年比較>

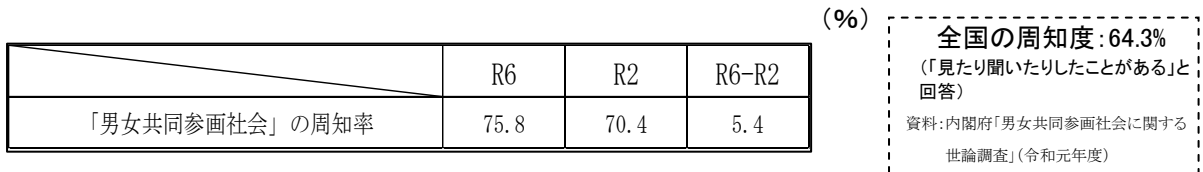


資料: 県女性活躍・県民協働課「男女共同参画に関する県民意識調査」

③ 「男女共同参画社会」の周知度

「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）では、「男女共同参画社会」という言葉の周知度について、前回調査（令和2年度）と比べ、増加しています。

図表 23 「男女共同参画社会」の周知度



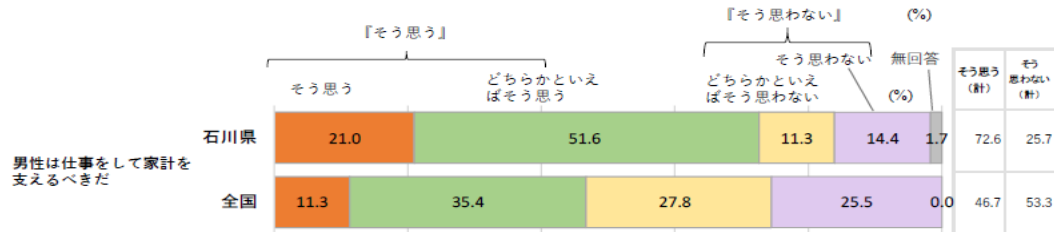
※調査票選択肢の「言葉も内容も知っている」と「言葉は聞いたことはあるが内容までは知らない」を合計したものの。

資料: 県女性活躍・県民協働課「男女共同参画に関する県民意識調査」

④ 「男性は仕事をして家計を支えるべきだ」という考え

「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）では、「男性は仕事をして家計を支えるべきだ」という考えに「そう思う」「どちらかといえばそう思う」という回答は、内閣府が実施した「令和4年度性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査」の数値を上回っています。

図表 24 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）（石川県・全国比較）



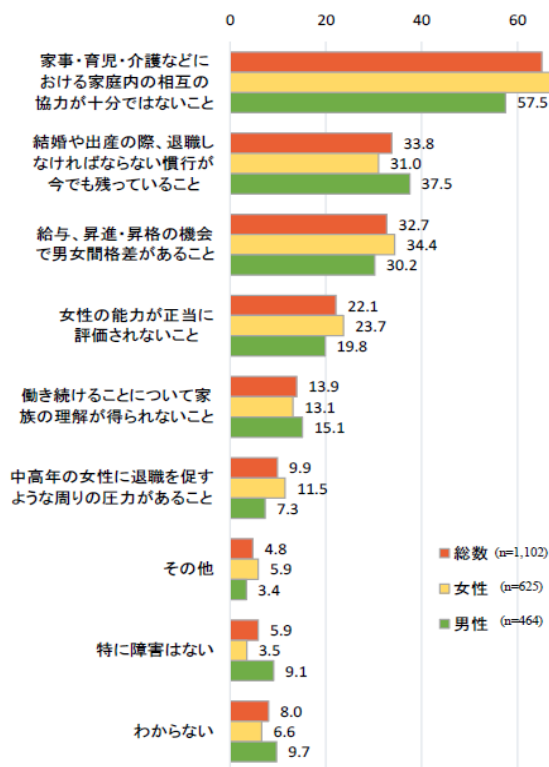
資料: 県女性活躍・県民協働課「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和6年度)
 内閣府「性別による無意識の思い込みに関する調査」(令和4年度)

⑤ 「女性が働き続ける上での障害」及び「女性のリーダーを増やす上での障害」

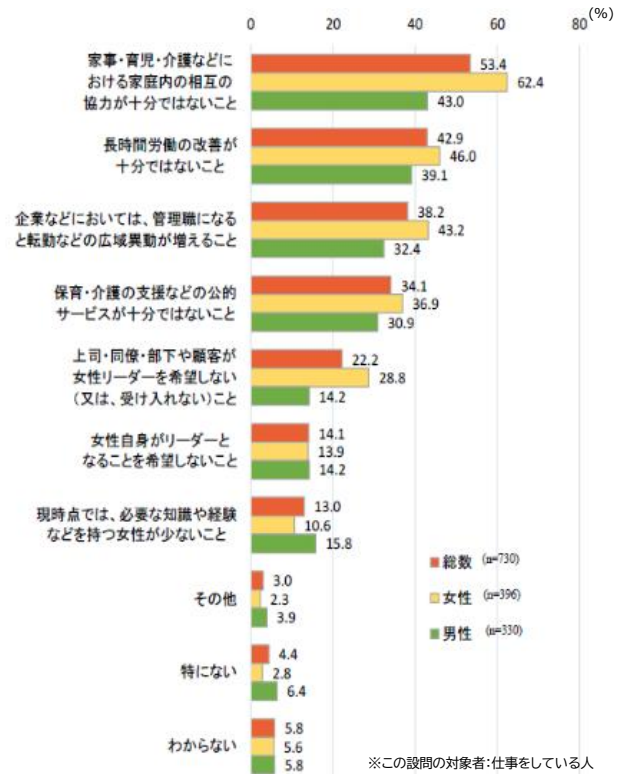
「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）では、「女性が働き続ける上での障害」及び「女性のリーダーを増やす上での障害」として、「家事・育児・介護などにおける家庭内の相互の協力が十分ではないこと」を挙げる女性は約6割以上となっています。

図表 25 「女性が働き続ける上での障害」及び「女性のリーダーを増やす上での障害」

<女性が働き続ける上での障害>



<女性のリーダーを増やす上での障害>

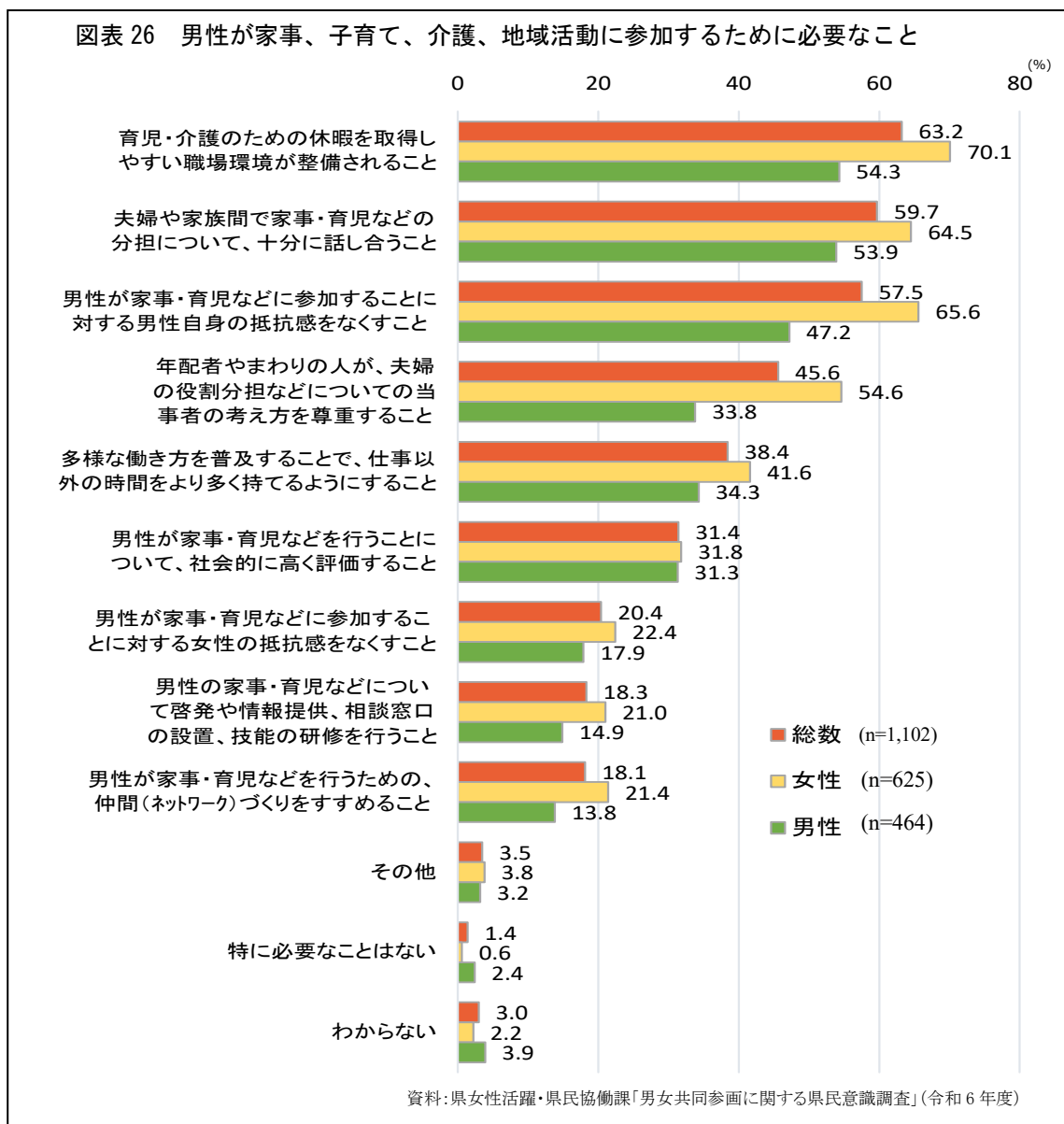


※この設問の対象者：仕事をしている人

資料：県女性活躍・県民協働課「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）

⑥男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと

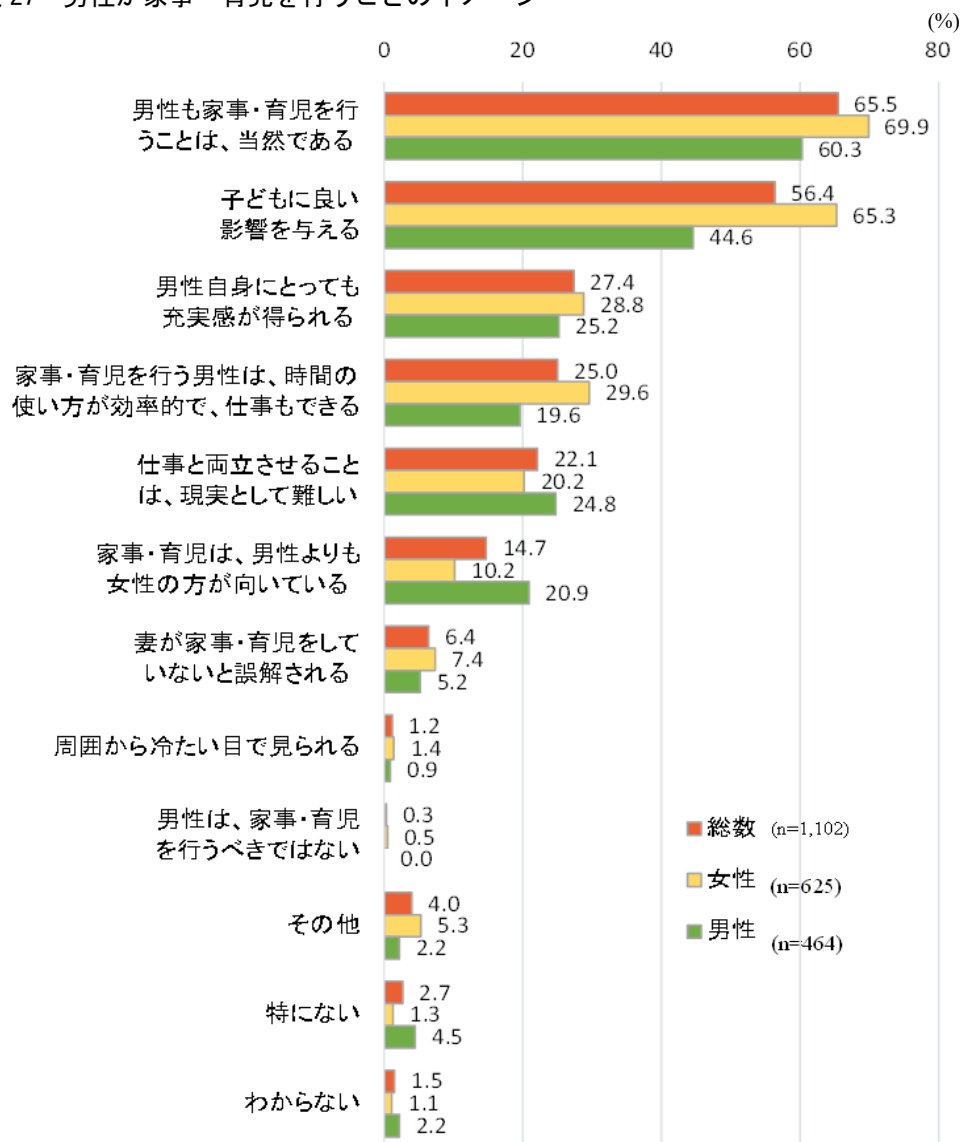
「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）では、男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なことについて、「育児・介護のための休暇を取得しやすい職場環境が整備されること」が最も多く、次いで、「夫婦や家族間で家事・育児などの分担について、十分に話し合うこと」、「男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」、「十分に話し合うこと」、「十分に話し合うこと」、「十分に話し合うこと」の順になっています。



⑦男性が家事・育児を行うことのイメージ

「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）では、男性が家事・育児を行うことのイメージについては、「男性も家事・育児を行うことは、当然である」が最も多く、次いで「子どもに良い影響を与える」、「男性自身にとっても充実感が得られる」の順になっています。

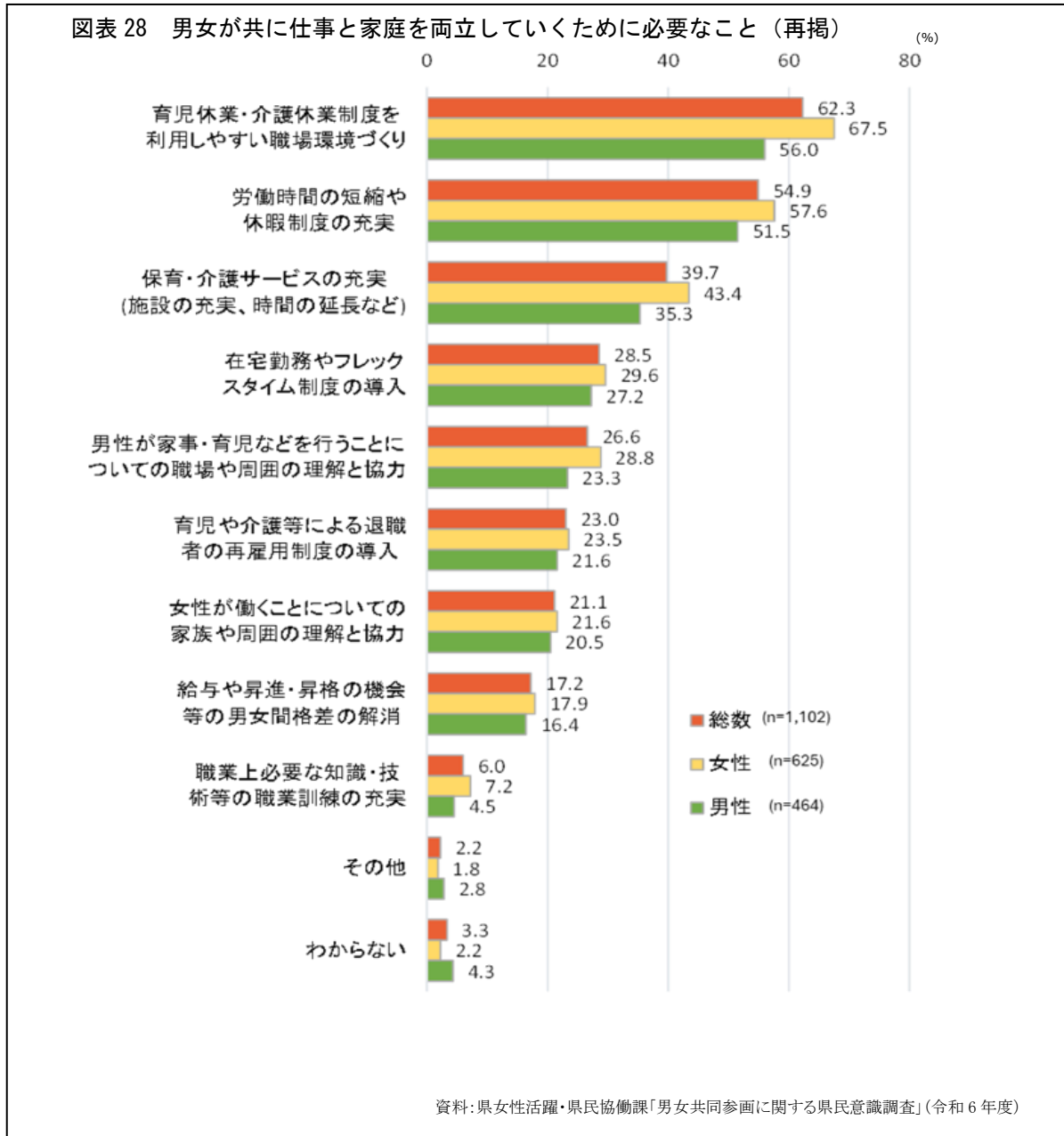
図表 27 男性が家事・育児を行うことのイメージ



資料：県女性活躍・県民協働課「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）

⑧男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なこと

「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）では、男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なことについて、「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境づくり」が最も多く、次いで「労働時間の短縮や休暇制度の充実」「保育・介護サービスの充実」の順になっています。



(5) 令和6年能登半島地震における課題

令和6年1月に最大震度7を観測する令和6年能登半島地震が、また同年9月に令和6年奥能登豪雨が発生し、未曾有の複合災害となりました。

内閣府による「令和6年度男女共同参画の視点からの能登半島地震対応状況調査報告書」においては、男女共同参画の視点での課題として、意思決定や災害の現場への女性の参画促進、平常時からの国や自治体のトップを含む関係者の意識の醸成、災害対応を担う職員等へのサポート体制の強化、女性防災リーダーへの支援・ネットワーク強化などが課題として挙げられました。

内閣府「令和6年度 男女共同参画の視点からの能登半島地震対応状況調査報告書」(抜粋)

<提言概要>

○意思決定や災害の現場への女性の参画促進

災害対応に男女共同参画の視点を取り入れるため、地方防災会議や災害対策本部等の意思決定過程への女性の参画や、防災・危機管理担当部署への女性職員の配置を促進すること

○災害対応を担うあらゆる者への男女共同参画の視点の理解促進

国や自治体のトップを含む災害対応を担うすべての関係者が男女共同参画の視点に立って適切に対応できるよう、意識の醸成と実践的な研修・訓練の実施、マニュアルや資料の整備、対応ノウハウの整理・共有を進めること

○災害対応業務を担う職員等へのサポート体制の強化

女性を含む災害対応業務を担うすべての職員等が安全・安心に活動できるよう、活動環境や装備の準備、子育て・介護を担う職員の支援策、心身の健康維持のための対策を進めること

○地域の女性防災リーダーの活躍支援

地域の女性防災リーダーの活躍を促進するため、地域女性防災リーダーの育成や計画策定への参画促進のための対策を行い、ネットワークづくりを進めること

2 世界、国、石川県の動き

(1) 世界の動き

○平成 17 年（2005 年） 国連「北京+10」閣僚級会合

第 49 回国連婦人の地位委員会、通称「北京+10」がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」を再確認し、完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める内容の宣言を採択

○平成 22 年（2010 年） 国連「北京+15」記念会合

第 54 回国連婦人の地位委員会、通称「北京+15」が、「北京宣言及び行動綱領」と「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価を主要テーマに、ニューヨークで開催

○平成 23 年（2011 年） UN Women 正式発足

ジェンダー問題事務総長特別顧問室(OSAGI)、女性の地位向上部(DAW)、国連婦人開発基金(UNIFEM)、国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW)を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」が発足

○平成 27 年（2015 年） 国連「北京+20」記念会合

第 59 回国連婦人の地位委員会、通称「北京+20」が、1995 年に開催された第 4 回世界女性会議（北京会議）から 20 年目に当たることを記念し、ニューヨークで開催

○平成 27 年（2015 年） 国連「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択

国連持続可能な開発サミットがニューヨークで開催され、「誰一人取り残さない」社会の実現のため、「ジェンダー平等の実現」など 17 の「持続可能な開発目標（SDGs）」を含むアジェンダを採択

○令和 2 年（2020 年） 国連「北京+25」記念会合

第 64 回国連女性の地位委員会、通称「北京+25」が、ニューヨークで開催され、「第 4 回世界女性会議から 25 周年を迎えるに当たっての政治宣言」等を採択

○令和 7 年（2025 年） 国連「北京+30」記念会合

第 69 回国連女性の地位委員会、通称「北京+30」が、1995 年に開催された第 4 回世界女性会議（北京会議）から 30 年目に当たることを記念し、ニューヨークで開催

(2) 国の動き

○平成 11 年（1999 年） 「男女共同参画社会基本法」の制定

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため制定

○平成 12 年（2000 年） 「男女共同参画基本計画」の策定

「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画である「男女共同参画基本計画」を策定

○平成 13 年（2001 年） 「男女共同参画会議」の設置

新たに設置された内閣府に、男女共同参画に関する基本的な政策及び重要事項の調査審議を行う「男女共同参画会議」を設置。また、内部部局として「男女共同参画局」を設置

○平成 13 年（2001 年） 「配偶者暴力防止法」の制定

正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講じ、人権の擁護と男女平等の実現を図るため制定。平成 16 年（2004 年）に一部改正、平成 19 年（2007 年）に市町村における基本

計画の策定等を盛り込み改正。平成 25 年（2013 年）に、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者について、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて適用対象とされる改正。令和元年（2019 年）には、児童相談所と相互に連携・協力する等を盛り込み改正。令和 3 年（2021 年）、児童虐待防止対策と配偶者からの暴力の被害者保護の対策の強化等を盛り込み改正。令和 6 年（2024 年）には、保護命令制度の拡充を盛り込み改正

○平成 13 年（2001 年） 「育児・介護休業法」の改正

正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成 3 年制定）。平成 13 年（2001 年）には勤務時間短縮等の対象となる子の年齢の引き上げ等を盛り込み改正。平成 16 年（2004 年）に一部改正。平成 21 年（2009 年）に男性の育児休業取得促進策の導入等を盛り込み改正。平成 28 年（2016 年）及び平成 29 年（2017 年）に育児休業の対象となる子の範囲の拡大等を盛り込み改正。さらに令和 2 年（2020 年）には、育児休業等に関するハラスメントの防止対策の強化等を盛り込み改正。令和 7 年（2025 年）には、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化を盛り込み改正

○平成 15 年（2003 年） 「次世代育成支援対策推進法」の制定

一定規模以上の事業主に労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための行動計画策定を義務づける「次世代育成支援対策推進法」を制定。平成 20 年（2008 年）には、計画策定・届出が義務となる企業の拡大等を盛り込み改正

○平成 17 年（2005 年） 「男女共同参画基本計画（第 2 次）」の策定

基本計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する内外の状況変化を考慮した「男女共同参画基本計画（第 2 次）」を策定

○平成 18 年（2006 年） 「男女雇用機会均等法」の改正

正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和 47 年制定）。平成 18 年（2006 年）に間接差別の禁止等を盛り込み改正。平成 28 年（2016 年）に、妊娠・出産等に関するハラスメント防止の措置義務等を盛り込み改正。さらに、令和 2 年（2020 年）には、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメントの防止対策の強化等を盛り込み改正

○平成 22 年（2010 年） 「第 3 次男女共同参画基本計画」の策定

「男女共同参画社会基本法」施行後 10 年間の反省を踏まえ「第 3 次男女共同参画基本計画」を策定

○平成 27 年（2015 年） 「女性活躍推進法」の制定

一定規模以上の事業主に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を義務付ける法律を制定。令和元年（2019 年）には、計画策定・届出が義務となる企業の拡大等を盛り込み改正。令和 4 年（2022 年）には、男女賃金差の公表義務を新設し、改正。令和 8 年（2026 年）には、法律の有効期限が令和 18 年 3 月 31 日まで延長され、女性の職業生活における活躍に関する情報公表の強化や、女性の健康課題に関する文言を盛り込み改正

○平成 27 年（2015 年） 「第 4 次男女共同参画基本計画」の策定

第 3 次基本計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する内外の状況変化を考慮した「第 4 次男女共同参画基本計画」を策定

○平成 30 年（2018 年） 「政治分野における男女共同参画推進法」の制定

正式名称は、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」。衆議院・参議院および地方議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則として法律を制定

- 令和 2 年（2020 年） 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定
令和 2 年度から令和 4 年度までを「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」として、取組を抜本的に強化することとし、その取組方針を関係府省会議で決定
- 令和 2 年（2020 年） 「第 5 次男女共同参画基本計画」の策定
第 4 次基本計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する内外の状況変化を考慮した「第 5 次男女共同参画基本計画」を策定
- 令和 6 年（2024 年） 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行
困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現を図るため制定
- 令和 8 年（2026 年） 「第 6 次男女共同参画基本計画」の策定
第 5 次基本計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する内外の状況変化を考慮した「第 6 次男女共同参画基本計画」を策定

（3）石川県の動き

- 平成 13 年（2001 年） 「いしかわ男女共同参画プラン 2001」の策定
男女共同参画社会基本法に基づき、本県の男女共同参画社会形成促進に関する施策についての基本的な計画である「いしかわ男女共同参画プラン 2001」を策定
- 平成 13 年（2001 年） 「石川県男女共同参画推進条例」の制定
男女共同参画社会の実現のために男女共同参画の基本理念や県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに施策の基本となる事項を定めた「石川県男女共同参画推進条例」を制定
- 平成 15 年（2003 年） 「男女共同参画課」の設置
「男女共同参画社会基本法」の施行により、それまでの取組をさらに強化するため平成 12 年（2000 年）に設置した「男女共同参画推進室」を、平成 15 年（2003 年）に「男女共同参画課」として改編
- 平成 17 年（2005 年） 「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画」策定
配偶者暴力防止対策を推進するため「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画」を策定。平成 28 年（2016 年）には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者について「配偶者暴力防止法」の適用対象とされたことに伴い「配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」として改定。令和 3 年（2021 年）には、児童虐待防止対策と配偶者からの暴力の被害者保護の対策の強化を図るために改正された「配偶者暴力防止法」の趣旨を踏まえ、「配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」を改定。令和 6 年（2024 年）に「石川県困難な問題を抱える女性への支援及びDV被害者の保護等に関する基本計画」へ統合
- 平成 19 年（2007 年） 「いしかわ男女共同参画プラン 2001」の改定
国の「第 2 次男女共同参画基本計画」の策定や、「いしかわ男女共同参画プラン 2001」策定後の社会情勢の変化、県民意識の変化に伴い改定
- 平成 19 年（2007 年） 「いしかわ子ども総合条例」の制定
次代を担う子どもの育成を県民挙げて社会全体で支援していくための拠り所となるものとして制定。この条例の中で、本県独自に一般事業主行動計画の策定対象企業を拡大
- 平成 23 年（2011 年） 「いしかわ男女共同参画プラン 2011」の策定
「いしかわ男女共同参画プラン 2001」の計画期間満了及びプラン改定後の社会情勢の変化、県民意識の変化に伴い、「いしかわ男女共同参画プラン 2011」を策定

○平成 28 年（2016 年） 「いしかわ男女共同参画プラン 2011」の改定

「いしかわ男女共同参画プラン 2011」策定後の社会情勢の変化、県民意識の変化に伴い改定

○令和 3 年（2021 年） 「いしかわ男女共同参画プラン 2021」の策定

「いしかわ男女共同参画プラン 2011」の計画期間満了及びプラン改定後の社会情勢の変化、県民意識の変化に伴い、「いしかわ男女共同参画プラン 2021」を策定

○令和 5 年（2023 年） 「女性活躍・県民協働課」の設置

組織改正に伴い、女性をはじめとする県民の活躍を一体的に推進・強化するため、女性活躍・県民協働課を設置（男女共同参画課及び県民交流課を改組）

○令和 6 年（2024 年） 「石川県困難な問題を抱える女性への支援及びDV被害者の保護等に関する基本計画」策定

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立に伴い、「石川県困難な問題を抱える女性への支援及びDV被害者の保護等に関する基本計画」を策定